

「令和6年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」業務委託仕様書

1 業務名「令和6年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」に係る業務委託

2 事業の目的及び背景

令和元年10月に多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)が施行された。

県では、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携・協働し、県民運動として食品ロスの削減(まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組)に取り組むとともに、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を子どもの貧困対策等に活用するための施策について総合的かつ計画的に推進するため「沖縄県食品ロス削減推進計画(以下「計画」という。)」を令和3年度に策定した。

また、沖縄県では県民一人ひとりが主体的に参加する県民運動として食品ロスの削減に取り組むため、「沖縄県食品ロス削減推進県民会議(以下「県民会議」という。)」を設置している。

本事業は、本県における食品ロス削減推進のための普及啓発及び、県民会議等を開催、運営し、沖縄県食品ロス削減推進計画における食品ロス削減のための必要な施策を推進することを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 8,814,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲で見積もること。(この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。)

(2) 積算の費目は、次のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費(報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、その他必要と認められる費目)

※沖縄県食品ロス削減推進県民会議及び沖縄県食品ロス削減推進県民会議(実務者会議)の委員報酬 772,800 円、旅費約 145,000 円を直接経費に含めること。

ウ 一般管理費((人件費+直接経費)の10%以内とする)

エ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

5 委託業務内容

(1) 小売事業者と連携した普及啓発

日常的に多くの消費者が訪れるスーパー等において、「てまえどり」や値引き品の購入を促進する啓発グッズ等を製作し、食品ロスの削減を推進する。

ア 啓発グッズの製作

スーパー等の小売店舗内(例:値引き品コーナー等)で掲示する啓発グッズを、沖縄県食品ロス削減県民運動ロゴマーク及びロゴマークの愛称を用いて製作すること。

・食品ロス削減を推進する啓発グッズの製作 1,050 店舗分

イ 県内の各小売店舗への啓発グッズの配布作業

取組に協力する小売店舗への啓発グッズ等の配布作業やその他連絡調整を行うこと。

ウ 取組の効果検証

普及啓発による取組の効果に関する検証方法について提案すること。

(例)店舗利用者へのアンケート調査

(例)小売店舗における食品廃棄量の増減量

(2) 未利用食品等の実態調査及び検証

県内における未利用食品等の有効活用を推進するため、発生状況や活用状況の実態について調査・検証を行い、調査・検証結果及び沖縄県の課題を踏まえ、未利用食品等の新たな活用の仕組みづくりについて企画提案すること。

ア 対象

県内の4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)

イ 調査内容

①県内における未利用食品等の発生状況

②県内における未利用食品等の活用状況

なお、調査対象事業所や調査項目等は、県と協議の上決定するものとし、必要に応じて調査項目を追加する。

ウ 検証内容

調査結果を踏まえた課題等の分析

エ 新たな仕組みに関する提案

調査・検証結果及び沖縄県の課題を踏まえた提案内容とすること。

オ 調査期間

調査・検証結果及び新たな活用の仕組みについては、令和6年8月末までに集計・提案すること。

(3) デジタルサイネージを活用した広報啓発

街頭ビジョン等のデジタルサイネージを活用し、沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度及び食品ロス削減に関する広告を食品ロス削減月間(10月)に行う。

※デジタルサイネージ…ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を活用した情報発信システムの総称

(4) 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度運営業務

ア 登録制度の運営

① 申請受付、登録証の発行、登録事業者を1ヶ月ごとに県へ報告

② 制度に関する問合せの対応

イ 登録店配布物の製作

登録した事業者へ配布する啓発グッズの製作

・沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度ステッカー 100枚

・沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度スイングポップ 100個

※ステッカー及びスイングポップは、既存のデザインとする。

(5) 県民会議運営業務

ア 計画の進捗状況等を報告する県民会議の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

- ① 会場の確保
- ② 構成員との日程調整、出席確認
- ③ 会議の運営補助
- ④ 議事録の作成
- ⑤ 報酬及び旅費の支給に係る事務
- ⑥ その他必要な事項

注：県民会議 38 名（うち報酬及び旅費の支給対象は 35 名。1 人あたり 8,400 円）

※会議資料の準備は県が行う。

(6) 実務者会議等運営業務

ア 県内における食品ロス削減の取組内容等について協議を行う「実務者会議（令和6年度中に3回程度開催予定）」の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

- ① 会場の確保
- ② 構成員との日程調整、出席確認
- ③ 会議の運営補助
- ④ 議事録の作成
- ⑤ 報酬及び旅費の支給に係る事務
- ⑥ その他必要な事項

注：実務者会議 28 名（うち報酬及び旅費の支給対象は 19 名。1 人あたり 8,400 円）

※会議資料の準備は県が行う。

6 業務進捗状況に関する打ち合わせ

受託者は、遅滞なく業務の進捗状況報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

7 事業報告書の提出

- (1) 委託事業終了後、事業報告書を速やかに提出すること。
- (2) 上記報告書を記録した電子媒体を1部提出すること。

8 業務の再委託について

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 物品の輸送・発送
- ⑤ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

9 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

10 納品数

- (1) 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度ステッカー・・・100枚以上
- (2) 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度スイングポップ・・・100個以上
- (3) 食品ロス削減を推進する啓発グッズ(小売店舗用)・・・1,050個以上

11 成果品

- (1) 本委託業務の成果品は、次のとおりとする。
 - ア 調査報告書(A4版) 4部(ホッチキス止め)
 - イ 上記報告書に係る電子ファイル一式

(2) 納入先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課(旧:子ども生活福祉部消費・くらし安全課)

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁3階)

TEL:098-866-2187

FAX:098-866-2789

E-mail:aa024007@pref.okinawa.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項、あるいは本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して決定するものとする。

- (3) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県及び受託者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。
- なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (5) 受託事業者の役員、職員等(再委託先等も含む)は、本委託業務の遂行上知りえた事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。